

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	国際課税の整備に係る所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>海外金融機関や海外投資家が日本の金融機関と行うクロスボーダー取引において、税制が阻害要因とならないよう、所要の整備を進めること。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 海外金融機関や海外投資家の日本における投資環境の整備を通じて、国際金融センターの地位を確立すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 海外金融機関や海外投資家の日本における投資環境について、国際ルールに則って整備することは、日本が国際金融センターとしての地位を確立するために重要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I—2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	海外金融機関や海外投資家の日本における投資環境の整備を通じて、国際金融センターの地位を確立すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	海外金融機関や海外投資家に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	